

●ぐんまこどもビジョン2025 パブコメ意見および回答

No.	該当ページ	該当項目	ご意見(要旨)	回答(意見に対する考え方)	修正有無	修正内容	
						修正前	修正後
1	P18	総論4(3) 保育ニーズの変化	・18頁 右図「保育所の利用児童数の今後の見込み」のグラフが示す利用率の母数を示してほしい。また、群馬県のグラフを載せてほしい。 ・県内の地域によって利用希望児童数と利用率は異なると考えられる。全国のグラフを引用して、一概に令和7年にピークを迎えるから保育を量から質へ転換するなどという安易な考えは受け入れられない。生活・通勤圏の範囲の中で、通える場所を探すのが現実的だと考える。	18頁の「保育所の利用児童数の今後の見込み」のデータは全国データであり、利用率算出の分母は、全児童数となっています。 県内の需要に応じた教育・保育サービスの提供体制については、「ぐんまこどもビジョン2025別冊:第3期群馬県子ども・子育て支援事業実施計画」の3頁以降に、地域別の詳細を記載しています。6頁に保育所等の利用を希望する児童数の見込数を記しており、全国と同様の減少傾向を表しており、需要に対して、おおむね供給可能と推計していますので、御指摘を踏まえて、記述を修正します。 潜在的待機児童については、様々な理由により希望が叶わない例があると承知しておりますので、今後も引き続き改善に向けてしっかり取り組んでまいります。	有	P18 人口減少に伴い、保育のニーズは2025(令和7)年をピークに漸減する見込みです。こどもの数の減少に対応するため、地域における保育のあり方を見直す必要があります。	P18 人口減少に伴い、保育のニーズは2025(令和7)年をピークに漸減する見込みです。県内の地域別の需要に応じた教育・保育サービスの提供体制については、「ぐんまこどもビジョン2025別冊:第3期群馬県子ども・子育て支援事業実施計画」に詳細を記しておりますのでご参照ください。
2	P67 P74	3(2)② 放課後等における居場所の充実	67ページ 基本施策③幼児教育・保育人材の育成・確保のイ)人材確保と定着支援について、保育士・保育教諭の確保を進めていき、サポート体制を整備をしていく方向性について、学童保育も同様に、新卒者の採用、若い方々が生活できる給料や働いていける環境の整備も検討してほしい。	放課後児童クラブ(学童保育)の支援員確保については、全国的な課題となっており、国では学童保育で働く方の処遇改善を進めています。県としても、実施主体である市町村に対し、助成制度の積極的な活用を働きかけており、今後も市町村と連携し、放課後児童クラブの環境整備に努めてまいります。	無	—	—
3	やさしい版 P4	全体	大切なこと1のすべてのこどもの今とこれからの幸せを守るでは、群馬県が僕たちを守ってくれるのは、嬉しい。	御意見ありがとうございます。これからも、こどもたちにとって何が一番幸せで、良いことなのかを考えながら、こども施策の充実に取り組んでいきます。	無	—	—
4	—	全体	私はお母さんなどにすごい○○の才能があるよねや○○のセンスがあるよねなどと言われたことが嬉しい。	御意見ありがとうございます。計画のやさしい版では、大切なこととして「自分を好きになれる環境をつくる」ことを挙げています。これからも、こどもたちが、色々なことにチャレンジできる環境づくりに取り組んでいきます。	無	—	—
5	やさしい版 P2	全体	前回話し合った内容が細かく、そしてわかりやすく書かれていて良かった。「こどもたち一人一人が大切にされ、全ての人がこどもの育ちを支える社会」という題名が気に入った。この本を読んで(見て)これからどのようにしていけばよいかがはっきりと分かった。	御意見ありがとうございます。「こどもたち一人一人が大切にされ、全ての人がこどもの育ちを支える社会」は、群馬県のこども計画全体で目指す社会の姿です。群馬のこどもたちの生活をより良くしていくために、これからも、皆さんの声をたくさん聴かせてください。	無	—	—
6	P67	2(2)③ 幼児教育・保育人材の育成・確保	保育士の確保や安心できる保育環境を整えるために、保育士の労働に対する不安の解消や資質の向上を支援していくことが重要であるので、保育士の年収を全産業の平均年収まで上げる必要があると感じている。保育士へ直接給付できるような仕組みを考える必要がある。	保育士の処遇改善については、施設への給付額の根拠となる公定価格で、複数(Ⅰ～Ⅲ)の処遇改善加算が設けられており、施設へ給付しています。令和6年度は、人事院勧告を踏まえ、10.7%の給与改定が実施される見込みであり、令和7年度から各施設における保育士の給与の公表が義務付けられることとなっており、給与体系の可視化が図られる予定です。 また、群馬県では、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金貸付を実施し、一定期間、県内保育所に保育士として従事することで返還を免除する制度を設けています。	無	—	—
7	P71	3(1)② 教員の働き方改革やICT活用促進	これからの社会で、デジタルを使い、活用することは必要不可欠になると理解しており、慣れる必要があると感じている。 高等学校において、タブレットは各家庭の負担によって、準備しなければならない状況となっているが、高額なタブレットは小学校、中学校と同様に支給品としてもらいたい。また、タブレット端末のスペック、金額、OS等の見直しを行い、誰もが納得のいく内容を示してほしい。	高等学校では、進学先や社会に出てから必要となる情報活用能力を身に付けるため、自分の端末を文房具のように使いこなしていくことが大切です。このため、教科「情報」や総合的な探究の時間のほか、各教科でも積極的に活用しています。 群馬県では、県立高校への入学生等のいる世帯の負担軽減のため、「協定事業者による販売斡旋」、「低所得世帯に対する購入支援金」、「希望者に対する端末貸与」の3つの支援を行っています。なお、協定事業者が販売する端末のスペックや金額等については、毎年見直しを行い、より良い機種を安価で購入できるよう努めています。	無	—	—
8	P74	3(2)② 放課後等における居場所の充実	資料には毎年学童を増やしているとの記載があるが、増えていると感じることができない。役所から退所の連絡を受けて、4月以降の対応に苦慮している親御さんたちがいる。学童を増やしてほしい。	放課後児童クラブ(学童保育)については、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて施設整備を進めています。お寄せいただいた御意見については、お住いの市町村に情報提供させていただくとともに、県としても施設整備や適切な施設運営等について、助言指導を行ってまいります。	無	—	—
9	P77	3(4)② 消費者教育と金融経済教育の充実	進学や就職で親元を離れた場合、自立した生活をするためには、金融リテラシーが重要と考えている。将来を見据えて、資産運用についても学ぶ機会を設けてほしい。	群馬県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携し、全国の企業や学校・公民館等に講師を派遣し、金融経済に関する様々なテーマ(資産運用を含む)の出張授業を実施しています。御意見を踏まえ、引き続き、正しい金融知識の普及に取り組んでまいります。	無	—	—
10	P68	基本方針3 基本目標(1) 安心して過ごし学べる学校生活の充実	68頁 基本目標(1)の大切な視点の中の「豊かな人間性を育む上で」という文言について この「豊かな人間性」という文言は、令和4年度の教育委員会運営方針の基本施策の3番目に位置していたが、令和6年度の同運営方針や教育ビジョンの中では、あまり見られなくなったので、「心身の健やかな成長」という言葉や「エージェンシーを育む上で」とした方がよい。	「豊かな人間性」という文言については、教育基本法の前文にも記載されているため、使用すること自体は問題ないと考えておりますが、御指摘を踏まえるとともに、前後の文脈との整合を図るため、「心身の健やかな成長」に修正します。	有	P68(1) 学習の場であり生活の場である学校環境を整えることは、豊かな人間性を育む上で大切です。	P68(1) 学習の場であり生活の場である学校環境を整えることは、心身の健やかな成長を促す上で大切です。
11	P82	3(5)② 不登校のこどもへの支援	82頁 不登校のこどもへの支援 施策の方向 ア)の内容について 令和6年2月13日の「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)(5文科初第2030号)」や同年4月1日より施行された「学校教育法施行規則」の改正内容において、高等学校における不登校生徒に対する一定の条件下での遠隔授業の実施が認められた。この政策について、文科省の「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」内でも、実施の困難さについて議論がされ、他県では条件や状況に応じたフローチャートなどが発表されている。群馬県ではどのように対応しているのか。また、制度として実施可能であれば、本文中に明記してほしい。	不登校生徒に対する一定の条件下での遠隔授業の実施については、個別性・専門性の高い内容であるため、「施策の方向」を修正した上で、令和7年度中に、県としての考え方を整理し、各県立高校等へ示したいと考えています。	有	P82 施策の方向 ア) ・学校現場においては・・・把握した支援に努めます。	P82 施策の方向 ア) ・学校現場においては・・・把握し、生徒の実態を踏まえた個別の支援や学習の支援に努めます。
12	P16	総論4(1) こどもの数の減少	少子化の要因は、出会い云々ではなく、給与が少なく育てる自信がないからだと考えている。	御指摘のとおり、子育て・教育にかかる経済的負担は少子化の要因の一つとして挙げられています。県では、若者の所得向上のための良質な雇用創出や子育てにかかる経済的な負担軽減等に取り組んでいます。今後も、こどもを持ちたいと考える方が、経済的な理由で希望が叶わないことがないよう取り組んでまいります。	無	—	—
13	P35	1(2)② こどもにやさしいまちづくり	35頁イ) スクールバスの導入についての考えも記載してほしい。	スクールバスの導入については、各学校や地域の実情に応じた運用がなされています。県としては、登下校の交通環境の整備や、不審者情報等の共有等の安全管理体制の整備を進めてまいります。	無	—	—

●ぐんまこどもビジョン2025 パブコメ意見および回答

No.	該当ページ	該当項目	ご意見(要旨)	回答(意見に対する考え方)	修正有無	修正内容	
						修正前	修正後
14	P41	1(2)⑤ジェンダーギャップの解消	41頁アイウ) ジェンダーバイアス(アンコンシャスバイアス)が、「こどもの頃の家庭状況」に関連があるということなので、親の意識も改革することが必要だと思う。こどもだけでなく、親に対する支援も同時に必要だと思う。	御指摘のとおり、ジェンダーバイアスは「こどもの頃の家庭状況」に関連するため、親の意識を改革することは大変重要と考えております。 県では、引き続き県民を対象とした男女共同参画についての講座や、夫婦がともに子育てについて考えるセミナー等を開催し、ジェンダーバイアスの解消に向けた意識啓発事業を実施してまいります。	無	—	—
15	P57	1(4)④自殺や犯罪からこども・若者を守る	57頁ウ) 犯罪からこどもを守るため、登下校の方法について見直しをすることも必要だと思うので、スクールバスの導入についての考えも示してほしい。	スクールバスの導入については、各学校や地域の実情に応じた運用がなされています。県としては、登下校の交通環境の整備や、不審者情報等の共有等の安全管理体制の整備を進めてまいります。	無	—	—
16	P58	1(4)④自殺や犯罪からこども・若者を守る	58頁エ) 被害者だけでなく加害防止についても考えてほしい。加害・被害防止のため、人権教育としての性教育も同時に必要だと考える。	群馬県では、ICTリテラシー向上のためのセーフネット標語「おぜのかみさま」の推進や、県警による「非行防止教室」「情報モラル講習」を通じた啓発活動を行っています。今後も、こうした取組を推進し、こどもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や、加害者にも被害者にもならないための取組を進めてまいります。	無	—	—
17	P63	2(1)②安全で安心でできる出産と産前産後ケアの提供	63頁 「子育てにおける地域との関わりの程度」のグラフの意味が分からない。その下の「結婚したくない理由」のグラフの「出産子育てへの不安」、あるいは以降の文章と、グラフの関連があると読み取れない。	御指摘のとおり、グラフの意味が読み取りづらい記載でしので、より分かりやすい記述に修正します。	有	P63 前回調査と比べて5ポイント以上増加し、19%となりました。	P63 前回調査と比べて5ポイント以上増加し、19%となりました。 子育てにおける地域とのかかわりも年々減少傾向にあるなど、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の低下が危惧されています。 ※ほか、2つのグラフ(地域とのかかわり、結婚したくない理由)の掲載順入れ替え
18	—	全体	該当箇所を示しての意見記入の方式では、広く意見を集めることは難しいのではないかと考える。それぞれの当事者の生の声をさいてほしい。	こども計画の記載内容が相当量あり、かつ広範囲にわたっているため、パブリックコメントの募集に当たっては、意見記入方式としましたが、今後も県の広聴活動として、県HPから御意見・御質問を受け付けています。 なお、今年度から、施策の対象となるこどもたちから意見を聴く、ぐんまこどもモニター制度を運用し、本計画で重視している、こどもたちの声を聴く取組を充実しています。	無	—	—
19	P52	1(4)②障害のあるこども・若者への支援	52頁ア)について、私のこどもは吃音があったので言葉の教室に通い、担任の先生によく見てもらい相談に乗ってもらった。こういう場はとても大切なので、今後も継続してほしい。	市町村教育委員会では、ことばの教室(言語通級指導教室)を設置しており、児童生徒の個々の実態や状況に応じた特別な指導を実施しています。 お寄せいただいた御意見については、関係機関に共有させていただきます。	無	—	—
20	P59	1(4)⑤社会的に孤立している若者等への支援	59頁「ひきこもり等」について、不登校になってからサポートするのではなく、不登校になりかかっている状態からサポートを始めてほしい。	学校のほか、不登校の兆候があった際に相談できる機関として、群馬県総合教育センターに「つなぐん」を設置しております。「つなぐん 相談はこちらから」で検索いただければ電話番号等も載っていますので、御相談ください。	無	—	—
21	P60	1(4)⑤社会的に孤立している若者等への支援	60頁イ)について、親が働きながら不登校のこどものケアが出来るようなサポートがあるとよい。各家庭で必要なサポートは異なり、フリースクールやふれあい学級の他にもサポートがあればよい。	県では、全てのこどもたちの学びの機会や社会とのつながりを確保するため、できる限り選択肢を広げられるよう市町村教育委員会と連携して取り組んでまいります。	無	—	—
22	P60	1(4)⑤社会的に孤立している若者等への支援	60頁のウ)について、〇〇機関の相談支援者が会計年度職員であることが気になる。特に若い職員は正規職員として雇用し、安定した立場で長く支援に従事していただくことが双方にとって良いと考える。	個別案件の対応についてはお答えできません。	無	—	—
23	P71	3(1)②教員の働き方改革やICT活用促進	71頁のア)について、担任の先生の都合に合わせて不登校の子が放課後に登校をするので、生活の時間が後ろにずれ、毎日連れて行くのが負担となっている。放課後登校の対応については教員も負担だと思うので、朝の会にオンラインでカメラオン(顔出し)で出席すれば挨拶登校したことと同等になる等の対応をしてほしい。	一人一台端末を活用した個別の支援は有効な手段の一つです。改めて所管する市町村教育委員会及び学校とよりよい方法について御相談いただければと思います。	無	—	—
24	P82	3(5)②不登校のこどもへの支援	82頁について、不登校になってからではなく、不登校の兆しがある時から支援を開始した方がよい。時々欠席して今後不登校になりそうな児童に対して早めにスクールカウンセラーと面談させた方がよい。休み始めた児童の親子面談は、不登校児の対応に慣れている教員かスクールカウンセラーが対応した方がよい。	こどもたちの毎日の様子は、担任だけでなく、他教科、他学年の教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が些細な変化を共有し、状況によっては関係福祉部局と連携しながら、チームで対応しています。改めて早期発見・早期対応をできるよう、関係者に周知してまいります。	無	—	—
25	P82	3(5)②不登校のこどもへの支援	82頁ア)について、学校にある相談室・スクールカウンセラーの受け入れ体制を強化してほしい。	相談室の環境を整備するとともに、相談室の先生やスクールカウンセラーを含めた教育相談体制の構築に努めてまいります。なお、夕方の相談にスクールカウンセラーが対応できる場合もありますが、スクールカウンセラーや学校職員の勤務状況もありますので、詳細は学校に御相談ください。	無	—	—
26	P82	3(5)②不登校のこどもへの支援	82頁イ)について、通信環境を整備してほしい。	外部の通信機器に詳しい専門家の力を借りながら、適切な通信環境の整備に努めてまいります。	無	—	—
27	P83	3(5)③不適切な指導の防止や校則の見直し	83頁について、こどもに対する指導に当たっては、高圧的な態度とならないようにしてほしい。	児童生徒や保護者の方に寄り添った支援が重要ですので、御心配がある場合には、管理職を始め、スクールカウンセラー等にも相談ください。	無	—	—
28	P84	2(5)④高校中退の予防と中退後の支援	84頁について、不登校のこどもに対する支援の内容を学校のHP等で案内してもらえると不登校の兆しが出た時に相談しやすい。	学校のHP等で案内している各校の取組に加え、群馬県子ども・若者支援協議会による県HP・メルマガ等による支援情報を発信していますので、今後も情報発信の充実に努めてまいります。	無	—	—
29	P74	3(2)②放課後等における居場所の充実	以下のとおり、追記が必要と考える。 【現状と課題】 実施主体が市町村となっているため施設、開所時間、指導員の身分保障など地域間格差が広がっています。放課後支援員が安心して働き続けることができる体制が不十分であるため正規職員の複数配置が整っていないのが現状です。 【施策の方向】 ア)放課後の居場所の整備と運営支援 ・子どもたちの豊かな生活を保障していくために専用施設を設置していくことが重要です。 イ)人材確保と資質向上 ・保育時間の前後に保育準備を保障するため週40時間勤務の正規職員の複数配置が必要です。また、意欲をもって継続して働き続けることができる待遇改善の支援が必要です。	放課後児童クラブ(学童保育)については、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて施設整備を進めています。また、常勤職員複数配置と処遇改善については、国では学童保育で働く方の処遇改善を進めています。県としても、実施主体である市町村に対し、助成制度の積極的な活用を働きかけるとともに、今後も市町村と連携し、放課後児童クラブの環境整備に努めてまいります。	無	—	—

●ぐんまこどもビジョン2025 パブコメ意見および回答

No.	該当ページ	該当項目	ご意見(要旨)	回答(意見に対する考え方)	修正有無	修正内容	
						修正前	修正後
30	P33	1(2)① 遊びや体験活動の推進	ボランティア分野において、高校生がやりたいことや夢を叶えることができるよう、群馬県のバックアップがほしい。	群馬県では高校生・大学生を始めとする学生がボランティア活動に取り組むことの重要性に鑑み、「NPO・ボランティアサロンぐんま」における相談支援や、ボランティアマッチングサイト「ボラスルン」によるボランティア募集・参加支援、学生がNPOによる地域づくりを学ぶ「NPOインターンシップ」の開催等を行っています。 今後はボランティア活動への参加支援だけでなく、更に踏み込んで、ボランティア活動に意欲のある学生がより主体的に自ら考え企画したボランティア活動にも取り組めるよう、学生をターゲットとした情報発信や相談支援体制を強化してまいります。	無	—	—
31	P73	3(2)① 子ども・若者の視点に立った居場所づくり	子どもの居場所について、子どもや保護者側へ周知してほしい。また、居場所づくりを行っている団体のネットワーク化や財政支援を進めてほしい。	県では、子ども食堂フェアなどにより子どもの居場所の認知度向上に取り組んでいます。 今後も、各地域の取組のより一層の周知や、子どもの居場所づくりコーディネーターによるマッチング支援などを通じて、更なる活性化に努めてまいります。	無	—	—
32	P56	1(4)④ 自殺や犯罪から子ども・若者を守る	P56【犯罪予防】の項において、ゲーム依存が犯罪などを引き起こす原因であることの十分な科学的根拠・科学的知見を示すべきである。このことの十分な科学的根拠・科学的知見を示せない場合、【犯罪予防】の項におけるゲーム依存の記載は削除するべきである。	「ネット利用に関する犯罪予防」の文脈が明確になるよう、文面を修正いたします。	有	P56 また、WHO(世界保健機関)がゲーム依存を精神疾患の一つに位置付けていることから、ネット利用に関して保護者と子どもが相談してルールをつくることや・・・	P56 また、WHO(世界保健機関)がゲーム依存を精神疾患の一つに位置付けていることから、ネット利用に関して保護者と子どもが相談してルールをつくることや・・・
33	P16	総論4(1) 子どもの数の減少	少子化の解消に向けて、家族を中心とした子孫繁栄の価値観について、教育で意識改革してほしい。	県としては、個人の多様な価値観や考え方を尊重しつつ、結婚・子育てを希望する方がその希望を叶えられるよう、支援を続けてまいります。	無	—	—
34	P22	総論4(7) 多文化共生・共創社会の実現に向けて	多文化共生・共創社会の実現に向けて、意識を改めるべきだと考える。	今後も引き続き多文化共生・共創社会の実現に向けて取り組んでまいります。	無	—	—
35	P31	1(2)① 遊びや体験活動の推進	読書活動を積極的に進めるべきである。	県としても、引き続き読書活動の推進に努めてまいります。	無	—	—
36	P27	ぐんまはココに着目	自ら考え、判断し行動できる児童生徒の育成、非認知能力の研究、教育イノベーションに真剣に取り組むべきである。	県としても、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。	無	—	—
37	P61	2(2)	Ⅱ各論 基本方針2(2) 基本目標(2)は、『「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障』とあるが、掲載されている内容は幼児教育・保育の質の向上、人材育成などの体制整備が主なものとなっており、そのこと自体は重要な施策だが、「「愛着形成」や「遊び」を通じた」という言葉と直接結びついていないと感じる。	「愛着形成」や「遊び」は、幼児教育・保育を実施する上で重要事項であり、子ども家庭庁「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」においても、生涯にわたるウェルビーイング向上において、「アタッチメント(愛着)」と「遊びと体験」は特に重要と位置付けています。	無	—	—
38	—	全体	I 総論 3計画の推進体制 本ビジョン内に位置づけられている「事業実行計画」については、パブリックコメントでは示されていないが、どのような策定手続きや内容となる予定か、また、公表は行うのか。	本ビジョンを推進する各事業(事業実行計画)を毎年度取りまとめおり、ぐんま子ども・若者未来県民会議に計画と実績を報告しています。なお、今後、計画の評価に当たり、目標数値の評価検証と合わせて、関連する主要な事業などをとりまとめ公表します。	無	—	—
39	—	全体	各基本方針中の「施策の方向」に記載されている事項について、県又は市町村のいずれが実施する事業なのか分からないので、県、地域、市町村等の実施主体をアイコン程度で表示してはどうか。	県と市町村が連携して取り組む事業が多いことや、分類することでかえって分かりにくくなる恐れがあることから、施策の方向等で、県としての考え方をしっかり示していきます。	無	—	—
40	P14	総論3(2) 市町村との連携、官民共創	I 総論 3計画の推進体制 (2)市町村との連携、官民共創では「意見交換を行いながら、連携・協力」とあるが、具体的な方策や県・市町村との役割分担について、内容を示してほしい。	各個別事業において、引き続き市町村への適切な情報提供や必要な支援を行ってまいります。	無	—	—
41	やさしい版P1	—	ぐんまこどもビジョンとは何なのか、冒頭で示してほしい。やさしい版しか読めない県民のためには必要と思われる。	御指摘を踏まえ、ぐんまこどもビジョンに関する説明を追記いたします。	有	—	やさしい版の表紙の次に、ビジョン概要に関するページを1枚追加
42	P18	総論4(3) 保育ニーズの変化	I 総論 4子どもを取り巻く環境 (3)保育ニーズの変化 4段落目 及び Ⅱ各論 政策の方向 イ)地域の身近な場を通じた支援の充実 「子ども誰でも通園制度(仮称)」について、現在は仮称とされていないため、「(仮称)」を削除した方がよい。	御指摘を踏まえ、(仮称)を削除いたします。	有	P18 「子ども誰でも通園制度(仮称)」も開始される予定です。	P18 「子ども誰でも通園制度(仮称)」も開始される予定です。
43	P18	総論4(3) 保育ニーズの変化	I 総論 4子どもを取り巻く環境 (3)保育ニーズの変化 4段落目 子ども誰でも通園制度の説明について、「全ての子どもが保育施設が利用できる」とあるが、実際は利用に年齢要件があるため、文章表現を見直した方がよい。	御指摘を踏まえ、「、全ての子どもが」の文言を削除します。	有	P18 保護者の就労条件を問わず、全ての子どもが保育施設が利用できる「子ども誰でも・・・	P18 保護者の就労要件を問わず、全ての子どもが保育施設が利用できる「子ども誰でも・・・
44	P46	1(3)③ 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	Ⅱ各論 基本方針1(3)基本目標(3)基本施策③ 施策の方向の中に、情報提供や費用の負担軽減をすることだけでなく、成人移行期の相談支援についても明記するのがよい。	御指摘の事項については、以下のとおり検討中であるため、原案のとおりいたします。 ・小児慢性特定疾病児への移行期医療支援については、移行期医療支援センターの設置の必要性も含め、現在、県内の既存資源や、他県の先進事例について情報収集・整理を行い、具体的な支援方法についての検討を進めているところ。 ・小児・AYA世代のがん患者支援については、地域のがん医療の拠点病院を中心に連携して対応を行っています。がん医療の拠点病院には「相談支援センター」が設置され、患者や家族の相談支援や情報提供を行っています。今後、国では、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップのあり方について検討するとしており、国の検討状況を踏まえて、本県の長期フォローアップ診療体制について検討を行ってまいります。	無	—	—
45	P47	1(3)④ 医療的ケア児等への支援	Ⅱ各論 基本方針1(3)基本目標(3)基本施策④ 施策の方向(イ)安全な医療的ケア実施の体制整備の中に、災害時の支援体制の整備についても明記するのがよいのではないかと。	御指摘の事項については、以下のとおり検討中であるため、原案のとおりいたします。 医療的ケア児者等については、災害時に特に支援が必要な要支援者であることから、市町村が早期に実効性のある個別避難計画を作成することが重要と認識しております。庁内関係課と連携し市町村を支援していくとともに、発災時における要支援者情報の把握や関係機関間の連絡調整体制の確保等に向け、医療・福祉の各関係機関とともに具体的な支援施策を検討してまいります。	無	—	—
46	P104	数値目標一覧	素案各項(主にページ右下)にある数値目標は全て単位を表示したほうがわかりやすい。(単位が記載されていないところがある)	見直しの上、必要な箇所に漏れないよう追加します。	有	—	P104ほか一括修正
47	P104	数値目標一覧	市町村の取組実績を施策の数値目標として設定する場合は、事業実行計画において、県から市町村への財政的な支援策も含めて明確に規定する必要がある。	具体的な支援策については、予算編成の過程で検討してまいります。	無	—	—